

平成27年3月10日
受付開始

省エネ住宅ポイント

国土交通省

エコ住宅の新築またはエコリフォームでポイントが発行されます。

ポイントの発行対象

1 エコ住宅の新築

<工事内容>

次の①～⑤のいずれかに該当する新築住宅

- ①省エネ法のトップランナー基準相当の住宅
- ②一次エネルギー消費量等級5の住宅
- ③一次エネルギー消費量等級4の木造住宅
- ④断熱等性能等級4の木造住宅
- ⑤省エネルギー対策等級4の木造住宅

申請には、基準を満たすことを証明する登録住宅性能評価機関等の第三者評価が必要です。

2 エコリフォーム

<工事内容>

次の①～③のいずれかの改修工事

- ①窓の断熱改修
- ②外壁、屋根・天井又は床の断熱改修
- ③設備エコ改修工事
(エコ住宅設備※を3種類以上設置する工事)

+

これらに併せて行う以下の工事等

- ・バリアフリー改修(手すり設置、段差解消、廊下幅等拡張)
- ・エコ住宅設備(2種類以下)
- ・リフォーム瑕疵保険への加入
- ・耐震改修工事
- ・既存住宅購入後のリフォームによるポイント加算

※太陽熱利用システム、節水型トイレ、高断熱浴槽、高効率給湯機、節湯水栓

3 完成済購入タイプ

完成済みのエコ新築住宅の購入
(基準は1. と同じ。)

発行されるポイント数

1 エコ住宅の新築等 : 1戸あたり **300,000** ポイント

2 エコリフォーム (300,000 ポイントを上限とします※1)

※1 耐震改修を併せて行う場合は、450,000ポイントを上限とします。

窓の 断熱 改修	内窓設置 外窓交換	大(2.8㎡以上)	中(1.6㎡以上2.8㎡未満)	小(0.2㎡以上1.6㎡未満)
		20,000ポイント	14,000ポイント	8,000ポイント
ガラス交換	大(1.4㎡以上)	中(0.8㎡以上1.4㎡未満)	小(0.1㎡以上0.8㎡未満)	
	8,000ポイント	5,000ポイント	3,000ポイント	

外壁、屋根・天井、 床の断熱改修	外壁	屋根・天井	床※3
	120,000ポイント (60,000ポイント※2)	36,000ポイント (18,000ポイント※2)	60,000ポイント (30,000ポイント※2)

※2 部分改修の場合の発行ポイント数。 ※3 畳工事を含みます。

エコ住宅設備の設置	太陽熱利用システム	節水型トイレ	高断熱浴槽
	24,000ポイント	24,000ポイント	24,000ポイント
	高効率給湯機	節湯水栓	
	24,000ポイント	3,000ポイント	

バリアフリー改修 (60,000ポイントを上限とします)	手すりの設置	段差解消	廊下幅等の拡張
	6,000ポイント	6,000ポイント	30,000ポイント

リフォーム瑕疵保険 への加入	11,000ポイント	耐震改修※1	150,000ポイント
-------------------	------------	--------	-------------

既存住宅購入加算	他のリフォーム対象工事による発行ポイント数の合計ポイント ただし、100,000ポイントを限度とする		
----------	---	--	--

対象期間:平成26年12月27日以降の請負契約等を対象(完成済購入タイプは平成27年2月3日(予算成立日)以降の売買契約)
申請受付は3月10日からです。予算が終了次第締切ります。着工時期や完了時期についても要件があります。

問合せ先:0570-053-666(ナビダイヤル 通話料がかかります) 9:00～17:00(土日祝日含む)

従来制度との主な違い

	従来制度 (復興支援・住宅エコポイント)	新制度 (省エネ住宅ポイント)
対象期間	H23. 10～H24. 10に着工	閣議決定日(H26.12.27)以降に契約※ (着工は契約締結日～H28. 3. 31)
対象住宅	新築、リフォーム	新築、リフォーム、 <u>完成済新築住宅の購入</u>
対象種別	持ち家、借家	持ち家、 <u>借家(リフォームのみ)</u>
対象住宅の性能要件等	新築	トップランナー基準相当(木造住宅は等級4)
	リフォーム	(1)窓の断熱改修 (2)外壁、屋根・天井、床の断熱改修 ＋上記(1)又は(2)にともなう以下の工事等 ①バリアフリー改修 ②エコ住宅設備の設置 (太陽熱利用システム、高断熱浴槽、節水型トイレ) ③リフォーム瑕疵保険への加入 ④耐震改修
ポイント数	新築	被災地:30万ポイント、その他:15万ポイント
	リフォーム	最大30万ポイント(耐震改修を行う場合:最大45万ポイント) (工事内容に応じ2千～10万ポイント)
交換商品	地域産品、商品券等 (被災地支援にポイントの半分以上を充当)	地域産品、商品券等

主なスケジュール

工事関係の期間	○契約	: 平成26年12月27日(閣議決定日)以降 ※既存契約の変更契約を含みます。(ただし、着工前のものに限る)
	○着工・着手	: 平成26年12月27日(閣議決定日)～平成28年3月31日
	○工事の完了	: 平成27年2月3日(平成26年度補正予算成立日)以降
申請関係の期間	○ポイント発行申請の期間 (ポイント予約申請も同様)	受付開始: 平成27年3月10日 期限: 予算の執行状況に応じて公表 ※遅くとも、平成27年11月30日までは締め切ります
	○ポイント交換申請の期間	受付開始: 平成27年3月10日 期限: 平成28年1月15日
	○完了報告の期限	《工事完了前のポイント発行申請を行った場合のみ必要》
	新築 戸建て 平成28年9月30日 共同住宅等で階数が10以下の場合 平成29年3月31日 共同住宅等で階数が11以上の場合 平成30年3月31日 リフォーム 1,000万円以上のリフォーム 平成28年6月30日 共同住宅等で耐震改修を実施する階数が10以下の場合 平成29年3月31日 共同住宅等で耐震改修を実施する階数が11以上の場合 平成30年3月31日	

※即時交換を利用できるのは、平成28年2月15日までに完了報告が可能な場合のみ